

---

平成27年 第65回（定例）神 河 町 議 会 会 議 録（第 5 日）

平成27年 9 月30日（水曜日）

---

議事日程（第 5 号）

平成27年 9 月30日 午前 9 時開議

- 日程第 1 第83号議案 神河町ケーブルテレビネットワーク設置条例の一部を改正する条例制定の件  
第88号議案 神河町水道給水条例の一部を改正する条例制定の件  
第90号議案 神河町生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第 2 第94号議案 平成27年度神河町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 3 第95号議案 平成27年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 4 第96号議案 平成27年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 5 第97号議案 平成27年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 6 第98号議案 平成27年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 7 第99号議案 平成27年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 8 第 100号議案 平成27年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 9 第 101号議案 平成27年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第10 第 102号議案 平成27年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第11 第 103号議案 平成27年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第12 第 104号議案 平成26年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件  
第 105号議案 平成26年度神河町介護療育支援事業特別会計歳入歳出決算認定の件  
第 106号議案 平成26年度神河町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件  
第 107号議案 平成26年度神河町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件  
第 108号議案 平成26年度神河町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件  
第 109号議案 平成26年度神河町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定の件  
第 110号議案 平成26年度神河町老人訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定の件

- 第 111号議案 平成26年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第 112号議案 平成26年度神河町寺前地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第 113号議案 平成26年度神河町長谷地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第 114号議案 平成26年度神河町水道事業会計決算認定の件
- 第 115号議案 平成26年度神河町下水道事業会計決算認定の件
- 第 116号議案 平成26年度公立神崎総合病院事業会計決算認定の件
- 日程第13 第 118号議案 平成27年度神河町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第14 発議第3号 神河町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件
- 日程第15 議員派遣の件
- 日程第16 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 第83号議案 神河町ケーブルテレビネットワーク設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 第88号議案 神河町水道給水条例の一部を改正する条例制定の件
- 第90号議案 神河町生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第2 第94号議案 平成27年度神河町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第3 第95号議案 平成27年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第4 第96号議案 平成27年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 第97号議案 平成27年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 第98号議案 平成27年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 第99号議案 平成27年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 第100号議案 平成27年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 第101号議案 平成27年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 第102号議案 平成27年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 第103号議案 平成27年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第12 第104号議案 平成26年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件
- 第105号議案 平成26年度神河町介護療育支援事業特別会計歳入歳出決算認定

- の件
- 第 106号議案 平成26年度神河町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第 107号議案 平成26年度神河町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第 108号議案 平成26年度神河町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第 109号議案 平成26年度神河町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第 110号議案 平成26年度神河町老人訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第 111号議案 平成26年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第 112号議案 平成26年度神河町寺前地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第 113号議案 平成26年度神河町長谷地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第 114号議案 平成26年度神河町水道事業会計決算認定の件
- 第 115号議案 平成26年度神河町下水道事業会計決算認定の件
- 第 116号議案 平成26年度公立神崎総合病院事業会計決算認定の件
- 日程第13 第 118号議案 平成27年度神河町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第14 発議第3号 神河町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件
- 日程第15 議員派遣の件
- 日程第16 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について

---

出席議員（12名）

1番 藤原裕和	7番 小寺俊輔
2番 藤原日順	8番 松山陽子
3番 山下皓司	9番 三谷克巳
4番 宮永肇	10番 小林和男
5番 藤原資広	11番 藤森正晴
6番 廣納良幸	12番 安部重助

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

## 事務局出席職員職氏名

局長 ..... 澤 田 俊 一 係長 ..... 楨 良 裕

---

## 説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	山 名 宗 悟	地域振興課長 .....	石 堂 浩 一
副町長 .....	細 岡 重 義	地域振興課参事兼観光振興特命参事	
教育長 .....	澤 田 博 行	.....	山 下 和 久
会計管理者兼会計課長兼町参事		建設課長 .....	真 弓 俊 英
.....	谷 口 勝 則	地籍課長 .....	児 島 則 行
総務課長 .....	前 田 義 人	上下水道課長 .....	中 島 康 之
総務課参事兼財政特命参事		健康福祉課長兼地域局長	
.....	児 島 修 二	.....	大 中 昌 幸
総務課副課長兼地域創生特命参事		病院事務長 .....	細 岡 弘 之
.....	藤 原 登志幸	病院事務次長兼医事課長	
情報センター所長 .....	藤 原 秀 洋	.....	浅 田 譲 二
税務課長 .....	和 田 正 治	病院総務課長兼施設課長	
住民生活課長 .....	吉 岡 嘉 宏	.....	藤 原 秀 明
住民生活課参事兼防災特命参事		教育課参事兼センター所長	
.....	田 中 晋 平	.....	坂 田 英 之

---

## 午前9時00分開議

○議長（安部 重助君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、第65回神河町議会定例会の第5日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に入る前に、お知らせいたします。松田教育課長につきましては、風邪のために本日欠席されておりますので、御了承願います。

それでは、早速日程に入ります。

---

## 日程第1 第83号議案ないし第88号議案ないし第90号議案

○議長（安部 重助君） 日程第1、第83号議案、神河町ケーブルテレビネットワーク設置の条例の一部を改正する条例制定の件、第88号議案、神河町水道給水条例の一部を改正する条例制定の件、第90号議案、神河町生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件の3議案を一括議題といたします。

3議案の審査を付託しておりました総務文教常任委員会の審査報告を求めます。

宮永総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員会委員長（宮永 肇君） おはようございます。総務文教常任委員長の宮永でございます。9月1日、第65回神河町議会定例会において、本委員会に付託された議案を審査した結果を御報告いたします。会議規則第77条の規定により報告をいたします。

先に申します。第83号議案、第88号議案、第90号議案、3件一括ということで、先ほど議長のお言葉どおりでございまして、いずれも原案可決ということであります。

具体的に申します。まず、27年9月8日、場所は神河町役場第3会議室において、委員の出席7名、それと行政の方々の出席ということで審査を行いました。審査の経過については、議案の審査に当たって、提案の趣旨と目的に従って、適正な判断により、行政成果が上がるよう、かつ行政の進展と住民の福祉の向上にどのような効果をもたらすか、執行にどのように反映されるべきかなどの観点から審査をいたしました。

第83号議案につきましては、原案可決であります。主な質疑というところで、代表的なものを二、三御紹介いたします。この質疑については、3件一括で行いましたので、御承知を願いたいと思います。

まず、目的としては、地域創生にかかわる事柄でありまして、移住者、神河町へ移住する人のいわゆる便宜を図るといふ趣旨でございまして、時間的に非常に急いでおるといふことで提案されたこととございまして、このたび条例の内容を幾らか減免の方向に緩和してといふ趣旨でございました。それについて、素朴な意見でございましたが、神河町の水道料金が非常に高いということで、ここら辺から行政の言い分をお聞きしたいといふことでの質問でございまして、現在、上水道下水道セット料金で普通の家庭でも1万円程度かかるというふうなことで、家族が二、三人でその程度でありますので、大人数になりますと、かなりの費用負担ということになりまして、移住者、それから定住者、また若い方の住まれることについて、どのような見通しでこれを考えていくのかといふふうなところでの質問でありました。

これについては、行政側からは、地方創生担当の特命参事から御答弁がありまして、地方創生の大きな目玉となるのがこの移住という施策でありますということで、このたびの3つの条例提案についてはいずれも生活の基本になるものでありまして、移住政策を、これを少し補完しながら環境整備をして、状況を見ていきたいといふふうなことでございます。

また、水道料金については県下で高いほうから3番目、それから下水道についても高いほうから9番目といふふうなことでございますので、これを一定に県下の平均レベルまで下げたい、下げるといふことについて、できないかどうかといふふうなことを試算もしておりますといふふうな御報告でありました。

このたびの分は、分担金が一時的にしても非常に高く、ケーブルテレビ、それから水道合わせて約53万3,000円が一時にかかるというふうなことになるので、このあたりの経費負担を減免、免除できるようなことで、移住促進につながればといふふうな思

いでこの提案をしたというふうなことでございました。

また、社会増減、人数の増減について、これをゼロにするということについての質問がございまして、現在、圧倒的に転入転出ということで、転出のほうが多いわけですが、この社会増減をゼロに近づける方策についてはどう考えておられるのかというようなことで、条例の改正に伴って、一つの成果というものをどのように考えておられるかというふうなことでの質問でございました。今回の提案が移住者の転入へのきっかけというふうになるというふうなことは、質問者側にもよくわかっておるわけですが、その成果の実現ということについての考え、見通し等を聞きたいという趣旨でございました。

これについては、今回の3つの条例だけでなく、創業支援というふうな助成もするようにしておりますが、まず、仕事をつくっていただくというふうなことと、この地域に、この地に住んでいただくというふうなことの大切さといえますか、これが要件となってまいりますということでの御答弁でございました。

また、水道課長のほうからも、窓口に来られた場合の説明としては、下水道で35万、水道は8万4,000円の負担金ということで御説明をしておると。これについて、新しくこの町へ移住されようとする方にとっては非常に高いと。2カ月分ですかというような御質問もあったようでございまして、それほど生活に密着した費用というものの高い安いというふうなことがいろんな形で影を落としていくんではないかなというふうに思われるわけでございまして、また、石堂課長のほうからは、若者の方が家を新築すると、最高150万円の補助もしているが、現在住んでおられる人との不公平感というふうなものが出てくるようなことで、そういうことも考慮していかなければというふうなお考えでありました。

また、質問として、減免ということについて、5年間という期限を切ってケーブルテレビ等は無料化ということでしておりますが、それから先の問題というふうなことについて、どう考えておられるのかという質問でございました。また、これの負担金ということについての減免することについて、国、県からの補助、補填等はあるのかどうかというようなことでの質問でございました。

これについては、来年から創設される新型の交付金というものがありますということで、財政の特命参事のほうから御説明がありまして、要は人口減に対する効果というふうなものを見ていきながら、その効果を継続させるために施策が必要というふうになれば、そういう考えで判断をして進めていきたいというふうなことでございます。当初にあらかじめ決めたということではなく、その効果のほどを見ながら増減、緩和とかいうふうなことをお考えになりたいというふうな趣旨での御答弁でありました。

また、今回、ケーブルテレビの加入金を免除するということが出ておりますが、これについての質問が二、三ございまして、その中でも、このたびの改正ではどの範囲になるのかというふうなことがどうも行き違いがあるようでございますので、ケーブル

テレビは現在、全員の方が加入されておられるわけではありませんでして、2%ぐらいの人が未加入というようなことでもございますので、そういう方でも現在テレビが見れるというふうなところで、こういう方についてはどう考えるのかというような質問でございました。

これに対して、情報センターからは、あくまでも新築購入されたその期間をいわゆる家を建てて、住民票をつくっていただく期間を同じに定めておりますので、どうかその28年4月1日から32年の3月31日までの期間に住民票をつくっていただくと、そういうことで対応をさせていただきたいというふうなお話でございます。というのは、それについての質問でいろいろ出てきましたのは、要は単年度に家を建築できるのかどうか、それが2年になり、3年というところもあるかもしれませんが、一時にできるものではありませんので、それが期限をまたいでというふうなときにはどうなるのかというふうなことでの、実際に起こり得るようなことについての危惧から質問がいろいろと出たわけでございます。かいつまんで申しましたが、大体このような趣旨での御質問でございました。

以上、御答弁あわせて御報告をいたしました。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 委員長報告が終わりました。（発言する者あり）討論、採決の結果。

○総務文教常任委員会委員長（宮永 肇君） では、83号議案についての経過を御報告します。

まず、これについて質疑応答の後、討論はありませんでした。採決においては、賛成多数で、当委員会として原案のとおり可決することに決定をいたしました。また、少数意見の留保の申し出はありませんでした。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 議案ごとに同じ報告をしてください。

○総務文教常任委員会委員長（宮永 肇君） 先ほど3件一括ということでもございましたので、2番目の第88号議案についての御報告をいたします。

まず、質疑応答の後、討論はありませんでした。採決については、賛成多数ということで、当委員会として原案のとおり可決することに決定をいたしました。また、これも少数意見の留保の申し出はありませんでした。

同じく一括の3題目で、第90号議案についても御報告をしますと、質疑応答の後の討論はございませんでした。採決は、賛成多数ということで、当委員会として原案のとおり可決することに決定をいたしました。少数意見の留保の申し出はありませんでした。

以上で、3件の御報告を終わります。

○議長（安部 重助君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございます。質疑を終結します。御苦労さんで

した。

これより各議案ごとに討論、採決をいたします。

まず、第 83 号議案に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

第 83 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第 83 号議案は、原案の

とおり可決しました。

次に、第 88 号議案に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

第 88 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第 88 号議案は、原案の

とおり可決しました。

次に、第 90 号議案に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

第 90 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第 90 号議案は、原案ど

おり可決しました。



## 日程第2 第94号議案

○議長（安部 重助君） 日程第2、第94号議案、平成27年度神河町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

審査を付託しておりました総務文教常任委員会の審査報告を求めます。

宮永総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員会委員長（宮永 肇君） 総務文教常任委員長、宮永でございます。先ほど議長のお言葉がありましたが、第94号議案の付託を受けましたので、会議規則第77条の規定により、報告をいたします。

審議の状況は、さきの3題と同じく、平成27年9月の8日、神河町役場第3会議室において、委員7名の出席で、行政の執行部との会議でございました。審査の経過については、議案の審査に当たっては、提案の趣旨と目的に従って、適正な判断により、行政成果が上がるよう、かつ行政の進展と住民の福祉の向上にどのような効果をもたらすか、執行にどのように反映されるべきかなどの観点から審査を行いました。それについて申します。

第94号議案については、審査の結果は原案可決であります。

主な質疑としては、いろいろと議論がなされたのでありますが、基本的には行政側の御報告なりなんなりに対して異を唱えるところというんですか、そごがあるというふうなところは、特に問題としては見られないということで、それぞれ行政の担当者からの御報告なりなんなりが懇切丁寧にありましたので、了解がとれたというふうなところでもございまして、そもそも質疑の内容というものについて申しますと、これまでの流れと申しますか、いろんな行政の事務処理の仕方について、いろんなことで議会と協議をさせていただいて、それなりの成果というものがあろうというふうには思っておりましたが、この場で申しますのもちょっとはばかれるようなことでもございまして、いわゆるPDCAのそういう理論で事務処理が行われているというふうなところでもございまして、このたびについてはいろいろと問題のいわゆる芽生えと申しますか、そういうことの危惧というふうなものを感じて、また、常任委員会において、いろいろと質疑なりなんなり議論を重ねていきたいというふうに思っておりますが、何を言わんとしとるか申しますと、超勤手当、超過勤務手当の件でいろいろと出ておまして、内容についてなかなかわかりにくいと、説明を聞いてもわかりにくいような話でもございまして、ただ、1人の人が例えば複数の部署において仕事をすると、勤務をすると、そのところで超過勤務が出ますと、それぞれ超過勤務手当の内容というんですか、その範囲というのが異なったものになってまいります。そう申しますと、行政の事務処理はあくまで明快にというふうなことが、誰でもわかるというふうなことが原則であります。要は当事者ですらちょっとよくわからないというふうな、そういう印象を受けたものでありますから、これは今現在、人員が少ない中で、いろいろと多忙な仕事をこなされておられるところから、現状ではいたし方ないというふうには思いますが、こういうことが続いてはいけな

いというふうな意識を持っていただきたいというふうなことで、総務課長のほうと何回か、質疑応答が行われました。それについては、一応、補正ということで出されてる金額の内容についての裏づけ等の確認等ございましたので、特にそれを変更するとかというふうなところまで議論が硬直することはありませんでしたので、一応は御説明を聞いて納得できるというふうなところでありました。また、特別交付税ということで、早々に出ましたんですが、集落支援員というふうなことで、長谷地区に配置する計画ということでございましたのに、350万円の増額ということでの補正でございましたが、それは当初予算と合わせて3億3,000万ということになりましたというふうな御報告がありました。

それから、地域創生に関して、先ほどの話でございますが、いろいろと当初考えていなかった予定外の仕事と申しますか、加えられた仕事というようなことでの超過勤務というようなことがあったようでございまして、ですから、今後どういう形でまた展開されるのかというのは、担当課長なりいろいろお聞きした上で進めてまいりたいと思えますけれども、かかるものはいたし方ないというふうな風潮ではちょっとどうかと、問題意識をもっと高めてもらわんといかんというふうな感じでございます。

それと、その時間割りの配分の仕方とかいうのは、たびたびワーク・ライフ・バランスというふうなことでいろいろと常日ごろから意見を出させてもらっておりますが、そういうことについての反省と申しますか、そういうところがいまだ少し足りないのではというふうなことでございます。

それと、特に申し上げることについては、目に見える事柄であります。町長懇談会で町長がおっしゃった、現地のほうでの御質問に対して、約束ができるのかできないのかというふうなことで、ちょっと話が込み入ったところが二、三出てまいりました。猪篠区で西山6号橋ですか、橋が通行どめになつとる。昔の旧馬車道にかかっておる橋が落ちかかっているというふうなことで、現地視察も参ったわけでございますけれども、それについての日程的なものが判然としないというふうなことで、町長のほうが27年度中に完成させるというふうなことでお話になったというふうなこともあって、最終的ないろいろほかの条件的なこともあったようでございますが、町長のほうから、私が約束したことでありますから、そのとおりに進めていただきますというふうな話で、一応、委員会としては納得をしたというふうなことでございました。

それと、林業振興費については、工事請負費の849万円というものが補正で出ておりまして、これについて補助がついたということで、かねてからの話というのがこのたび着手できるというふうなことで御報告でございます。治山治水工事の補助金ということでつけられたもので、この27年度から創設されたものというふうな御説明でございました。

また、中村区のいわゆる優良住宅の建設地について、視察も兼ねて、前に現地へ行ったんですけれども、そこんところで、いわゆる周囲の排水路というふうなものについて

やや問題があるというふうなことで、旧役場跡地でございますから、一応整備はされておるんでございますけれども、地元のほうから雨水の流出についていろいろと流れる方向があちらこちらということで行ってるので、何とか整備をお願いしたいというふうなことでございましたそうでございます。

これについては、排水路の断面計算等を行った上で許容量をつけるとかいうふうなことでの対策をいたしますということで、これは石堂課長のほうから御答弁がございまして、住宅建設費の補正についての説明と同時にお話をさせていただいたようなことでございます。

総体にそういうことございまして、区要望についてどのようにするのかということで、特に建設課のほうからそういう御説明なりも優先的にいろいろ報告事項としてされたものでございますので、特に内容としてこれまで不安なようなところが全部説明するような懇切丁寧な御説明というところでありました。

それと、集落懇談会についての話ということで、先ほど申しましたが、もう1件は、グリーンエコーのいわゆるおりてきたところのガードレールについて、いろんな行き違い、そごがあって、現状について危険を感じるというようなことございまして、これについても県のほうに報告をして、何とか善処をするというふうなことのお話でございます。一つずつ金額を取り上げていきますと非常に時間がかかりますので、大体概要として、ちょっと後に問題を残しそうなところについての御報告にとどめさせていただきました。以上でございます。

これについて、質疑応答の後に討論はありませんでした。それと、採決について、賛成多数、全員でございまして、当委員会として原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で、第94号議案について御報告を終わります。以上です。

○議長（安部 重助君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結します。御苦労さんでした。

これより第94号議案について討論に入ります。討論ございませんか。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

第94号議案を採決をいたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第94号議案は、原案のとおり可決しました。

---

○議長（安部 重助君） 次の日程に入る前に、第95号議案から第103号議案までの各議案について、経過を説明します。

各議案については、9月1日の本会議において町長から議案が上程され、提案説明があり、それぞれ質疑を行いました。本定例会最終日である本日に各議案について討論と採決を行うものであります。

それでは、日程に戻ります。

---

### 日程第3 第95号議案

○議長（安部 重助君） 日程第3、第95号議案、平成27年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

上程議案に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第95号議案を採決をいたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第95号議案は、原案のとおり可決しました。

---

### 日程第4 第96号議案

○議長（安部 重助君） 日程第4、第96号議案、平成27年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

上程議案に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第96号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成

の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第96号議案は、原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第5 第97号議案

○議長（安部 重助君） 日程第5、第97号議案、平成27年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

上程議案に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 次に、賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第97号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第97号議案は、原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第6 第98号議案

○議長（安部 重助君） 日程第6、第98号議案、平成27年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

上程議案に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

第98号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第98号議案は、原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第7 第99号議案

○議長（安部 重助君） 日程第7、第99号議案、平成27年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

上程議案に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

第99号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第99号議案は、原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第8 第100号議案

○議長（安部 重助君） 日程第8、第100号議案、平成27年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

上程議案に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第100号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第100号議案は、原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第9 第101号議案

○議長（安部 重助君） 日程第9、第101号議案、平成27年神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

上程議案に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようにございます。討論を終結します。

第101号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第101号議案は、原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第10 第102号議案

○議長（安部 重助君） 日程第10、第102号議案、平成27年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

上程議案に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようにございますので、討論を終結します。

第102号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第102号議案は、原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第11 第103号議案

○議長（安部 重助君） 日程第11、第103号議案、平成27年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

上程議案に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようにございます。討論を終結します。

第103号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第103号議案は、原案

のとおり可決しました。

---

日程第12 第104号議案から第116号議案

○議長（安部 重助君） 日程第12、第104号議案から第116号議案、13件の平成26年度各会計決算認定の件を一括議題といたします。

13議案について審査を付託しておりました決算特別委員会の審査報告を求めます。  
藤森決算特別委員長。

○決算特別委員会委員長（藤森 正晴君） 11番、藤森です。決算特別委員会の報告をいたします。

本委員会は、去る平成27年9月3日の本会議において付託された第104号議案、平成26年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件から第116号議案、平成26年度公立神崎総合病院事業会計決算認定の件に至る13会計の決算について審査を行いました。

議会が議決した予算が的確に執行され、所期の目的を達成されたか、町民生活の向上、地域の発展に結びついたかの評価、そして次に向けての改善が図れるよう、意見を含めて審査を行いました。

それでは、委員会の決算内容報告いたします。去る平成27年9月9日、10日の2日間にわたり、議長を除く全議員により審査を行いました。結果につきましては、いずれも決算書のとおり、当委員会として認定することに決定いたしました。

質疑に入る前に、平成26年度の予算特別委員会において6点の提言をしておりました。その提言をどのように取り組まれたのか、町長から説明を受け、質疑に入りました。それでは、主な質疑内容について報告をいたします。

第104号議案、平成26年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件であります。

まず、観光振興策に力を入れて取り組んでいるが、税収面での成果は、の問いがありました。これに対して、具体的な部分はわかりかねるが、町民税の総額において若干減少しているとのこと。また、観光振興費の観光キャンペーンの旅費と費用対効果については、の問いがありました。多くの撮影オフナーが来るようになったり、いろいろな旅雑誌について取り上げてもらうようになっている、また、弁当や宿泊施設などの実質面の経済効果や神河町の名前を売る面では非常に効果が出ているとのこと。

次に、観光施設に多額の修繕費がかかっている、しっかり事業評価をし、健全経営につなげてもらいたいとの質問がありました。これについて、各施設の評価をし、今後のあり方、改善策に取り組んでいきたい、また、地域に雇用が生まれ、地域が元気になれば、一般財源を投資してやるべきと思っているとの回答であります。

次に、生ごみの減量化に向けて取り組まれているが、状況はどうなっているのかの質問がありました。これに対し、越知谷地区の皆さんにお世話になり、コンポストを使ってモニターになってもらっている、費用対効果では、クリーンセンターでの灯油代が非常



に安くなっている、全世帯にコンポストを使用していただくと、減少率は35%、約300トンの減量になり、大きな経費削減となるとのことをごさいます。

次に、地域でお互い助け合い、見守り合い、介護の部分も含めた中でのミニデイサービスの運営、委託料のあり方を検討する必要があるのではないかの問いに対し、国、県の老人クラブ連合会も今、取り組んでいるところで、老人クラブと連携し、活発になるように進めていきたいと考えているとのことです。

次に、小さな町だからこそ、子育てする負担が軽くなる施策や人口増につながる思い切った施策をし、地方創生に取り組むべきと思うが、の問いに対し、神河町に合った施策や今やっている事業をさらに強化、発展させるように地方創生の中で取り組んでいくとの回答であります。

次に、監査委員から提出されている決算審査意見書に記載されている15項目の意見について、町長の考え方なり受けとめ方をたしました。

項目要項と答弁であります。

まず1点目の、各区からの要望については工事の早期発注と早期完了にさらなる努力をされたい、これについては、平成25年度から3年間、区要望事業に集中的に取り組むべく予算措置を行い、各区、毎年2件の事業対応をしてきたが、昨年度は平成25年度の災害繰り越し工事箇所も多く、災害復旧を優先して対応してきました、各工事の事務処理及び施工管理につきましましては、今後も適切に実施していくとのことをごさいます。

次に、2点目の、建築工事の施工管理については現場管理を十分に実施されたいについては、施工管理委託業者と連携を密にし、よりよい工事の実現のため適切な現場管理に取り組んでいくとのことであります。

次に、3点目であります。ごみ減量化やクリーンセンターの稼働停止後の取り組みに英知を集め、検討されたい、これについては、ごみ減量化に向け、コンポスト取り組みについて購入補助制度を政策調整会議で十分検討していく、クリーンセンターの稼働停止後は、委託、新設の両面から検討し、関係団体で十分な協議を行い、方向性を決定する予定であるとのことです。

次に、4点目、公有財産管理について、さらに精度を高めた台帳等を整備されたいについては、既に着手しており、しっかりと対応していくとのことであります。

次に、5点目であります。地域包括ケアシステムの取り組みを強化し、病院のある町として積極的な取り組みを期待する、これについては、公立神崎総合病院が地域医療の拠点となり、他の福祉施設などと連携し、医療及び介護サービスが一体的に受けられるよう取り組んでいくとのことであります。

次に、6点目でごさいます。学校統廃合後の跡地利用について、早期に方向性を確立されたいについては、旧粟賀小学校と旧大山小学校については順次取り壊しますので、状況が変わることも十分考えられます、早期利活用に向け取り組んでいきますとのことであります。

次に、7点目でございます。町税等滞納整理対策委員会の取り組みについて、引き続き適切な債権管理を行うとともに、収納効率向上に向けて取り組んでいくとのことでもあります。

次に、8点目でございます。政策調整会議の一層の機能強化を図りたいについては、今後も必要に応じて適時開催し、迅速に、かつ適切に方針を決定していくとのことでもあります。

次、9点目でございます。川崎住宅問題の全面解決を図りたいについては、4軒中、3軒の土地の賃貸契約を結んでいるが、残り1軒については、今後、さらに粘り強く協議を続けてまいりたいとのことでもあります。

次、10点目でございます。指定管理者制度について、経済状況の十分な把握と適切な管理を図りたい、これについては、各施設の経営状況はおおむね良好であります、一方では、修繕費が年々増大し、町財政負担も大きくなっている、指定管理者の役割及び負担をさらに明確にし、より適切な管理と健全経営が図れるように努めていくとのことでもあります。

次に、11点目であります。児童虐待・育児放棄対策について、各関係課連携を強め、適切な対応をされたいについては、要保護児童対策協議会の開催と関係各課との連携のもと、一層の対応に努めてまいりますとのことでもあります。

次に、12点目でございます。各課の事務事業の内部管理のために、PDCAサイクルを一層充実されたいについては、PDCAサイクルに関して、その考え方と活用法を次第に定着しております、今後はさらに有効に活用するとともに、省力化について考えていきたいとのことでもあります。

次に、13点目、超過勤務について、健康管理面から適切な管理を行われたいについては、担当業務により偏る場合もあるが、引き続き適切に管理してまいりたいとのことでもあります。

次に、14点目でございます。本庁と出先機関の連携を強化されたいについては、各課の連携により、さらに住民サービスの向上を目指そうとしている、これまで同様、意識的に取り組んでまいりたいとのことでもあります。

最後の15点目でございます。各種団体会計処理には適切な事業執行で当たられたいについては、目的や趣旨に沿った内容で支払いができているか、十分に確認を行っている、今後もそのように取り組んでまいりたいとのことでもあります。

以上が監査委員からの意見書に対する町長の答弁であります。

次に、委員間討議を行い、まとめとして3項目の提言をし、町長に手渡しました。

提言について、町長の思いを報告します。

まず1に、求められる職員の間人像。行政の根本は人にあり。地域創生への熱い思いと真心を共有する人材の育成と登用により、公平な住民サービスと公正にして誠実なる町政への実現に努力を尽くされたい。職場においては、常に自己の研さんを努め、強い

きずなによる各組織間の連携と努力によって事務連絡を徹底されたい。また、住民への接遇には、常に奉仕と慈愛の心で臨み、ワンストップ・サービスに努められたい。この提言に対して、公平公正な住民サービスには全員で常に心がけている、「住むならやっぱり神河町」と言っていただくように取り組んでいる、これからも一層、職員の人材育成に努めていきたい、地域に飛び出す職員、そして、地域の方々とともに汗をかける職員になってこそ、地域が元気になっていくと思っている、そういった方向をしっかりと見定めて取り組んでまいりたいとのことであります。

次、2点目の職員の効率的な配置をであります。職員のワーク・ライフ・バランスを考慮し、実務に当たっては心から笑顔で行政サービスが提供できるよう人員の配置を熟考し、各課において職員個々の責任を果たせるよう適切なる勤務時間の管理と業務の配分に努められたいに対しては、可能な限りワーク・ライフ・バランスの考慮をし、心からの笑顔で行政サービスと人員配置の実行で、個々の責任を果たせるように努めている、今後、地域創生関連事業を住民の皆さんとの協働により積極的に取り組んでまいりたいと考えているとのことであります。

次、3つ目でございます。住民への説明責任を果たすの件であります。町政の行うあらゆる事務事業の成果は、常に住民に利することを目的としている。町長の強固なる意志によって予算が執行された事業であることを常に意識し、その事業の目的と進捗における全ての情報は、所管各課の責任において明確に公表されるべきと意識されたい。また、町政に従事する全ての職員は、常に公平公正なる視線と意識のもとに、鋭敏なる危機感を持って情報を収集整理し、ふぐあいを未然に防止されたい。事業の目的や工法に不都合があり、成果が危惧される場合、直ちに原点に戻って手段の再構築を求め、価値観の共有によって再始動されることを徹底されたい。さらに、ソフト・ハードを問わず、町長によって企画・実施される事業は、全て地方創生につながり、将来の神河町存続への礎を築くことであるとの意識を、職員のみならず、まちづくりにかかわる全ての方に周知を図られたい。これに対して、町政の公平公正はまちづくりの基本であり、常にその精神で行政執行をしていく、神河町の地方創生は今、始まったものではありません。政策に向かって進むための住民への集落懇談会や情報提供と住民理解のもとで事業推進に取り組んでいきたいと考えているとのことであります。

以上が委員会の3提言と町長の答弁であります。

以上を踏まえて、経過を踏まえて、質疑を終結しました。

よって、第104号議案、平成26年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件については、討論はありませんでした。採決の結果、決算書のとおり全員賛成で認定することに決定いたしました。

次に、第105号議案、平成26年度神河町介護療育支援事業特別会計歳入歳出決算認定の件について。本議案については、特に報告すべき質疑はありませんでした。討論もありません。採決の結果、決算書のとおり全員賛成で認定することに決定いたしました。

た。

次に、第106号議案、平成26年度神河町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件について。生活習慣病の受診率が下がっているが、原因はという質問がありました。貯筋教室、てくてく教室や健康相談に加え、総合病院における糖尿病や高血圧の予防教室などの成果が出たと思っているとのことでもあります。

本議案については、討論はありませんでした。採決の結果、決算書のとおり全員賛成で認定することに決定いたしました。

次に、107号議案、平成26年度神河町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件については、質疑、討論ともありませんでした。本議案について、採決の結果、決算書のとおり全員賛成で認定することに決定いたしました。

次に、第108号議案、平成26年度神河町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件について。本議案について、特に報告すべき質疑はありませんでした。討論もありませんでした。採決の結果、決算書のとおり全員賛成で認定することに決定いたしました。

次に、109号議案、平成26年度神河町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定の件について。しんこうタウンに平成26年度に2件の購入があったが、若者定住制度の対策の対象になったのかという質問がありました。これに対し、平成26年度以降の方は対象になりますので、対象になっていますとのことでもあります。

本議案について、討論もありませんでした。採決の結果、決算書のとおり全員賛成で認定することに決定いたしました。

次に、第110号議案、平成26年度神河町老人訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定の件については、質疑、討論ともにありませんでした。本議案については、決算書のとおり全員賛成で認定することに決定いたしました。

次に、第111号議案、平成26年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算認定の件について。当初の搬入量の予測は平成27年度末までの計画と説明はありましたが、地元の契約は大丈夫なのかという質問がありました。これに対し、県の許可等の申請時の計画としてであり、問題はありませんと答弁であります。

本議案については、討論ありませんでした。採決の結果、決算書のとおり全員賛成で認定することに決定いたしました。

次に、第112号議案、平成26年度神河町寺前地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件について。本議案については、特に報告すべき質問はありませんでした。討論もありませんでした。採決の結果、決算書のとおり全員賛成で認定することに決定いたしました。

次に、第113号議案、平成26年度神河町長谷地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件については、質疑、討論ともにありませんでした。本議案については、決算書のとおり全員賛成で認定することに決定いたしました。

次に、第114号議案、平成26年度神河町水道事業会計決算認定の件について。滞納や不納欠損については、公平公正の面から滞納整理委員会等でしっかり行っていただきたい、また、水道料金や町税などの町民からいただいた貴重なお金の使用については、効率のよい、無駄のない使い方に努めていただきたいとの意見がありました。

本議案については、討論はありませんでした。採決の結果、決算書のとおり全員賛成で認定することに決まりました。

次に、第115号議案、平成26年度神河町下水道事業会計決算認定の件について。これについては、質疑、討論ともにありませんでした。本議案については、決算書のとおり全員賛成で認定することに決定いたしました。

次に、第116号議案、平成26年度公立神崎総合病院事業会計決算認定の件について。町長の所信表明で地域になくなくてはならない病院であるとのことだが、目指すべき方向性と施設整備について、どのように考えておられるのかの質問がありました。これに対し、細岡病院事務長は、地域住民のニーズに沿って医療の提供にあわせ、北館改築を病院の経営状況を見直すチャンスと捉え、基本構想を含め将来あるべき姿の病院として本庁と連携をしながらやっていきたいとの回答がありました。

本議案については、討論はありませんでした。採決の結果、決算書のとおり全員賛成で認定することに決定いたしました。以上であります。

また、決算説明資料については、次回からもっとわかりやすく、詳しい資料の提出を求めました。

執行部におかれましては、監査委員からの意見書、本会議、決算特別委員会により出ました意見、提言などを十分生かして、今後の行政を執行していただくようお願いをし、委員会を終わりました。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 委員長報告は終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないものと認めます。質疑を終結いたします。御苦労さんでした。

これより各議案ごとに討論、採決をいたします。

まず、第104号議案、平成26年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

第104号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第104号議案は、認定することに決定しました。

次に、第105号議案、平成26年度神河町介護療育支援事業特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第105号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第105号議案は、認定することに決定しました。

次に、第106号議案、平成26年度神河町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

第106号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第106号議案は、認定することに決定しました。

次に、第107号議案、平成26年度神河町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

第107号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第107号議案は、認定することに決定しました。

次に、第108号議案、平成26年度神河町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

第108号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第108号議案は、認定することに決定しました。

次に、第109号議案、平成26年度神河町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

第109号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第109号議案は、認定することに決定しました。

次に、第110号議案、平成26年度神河町老人訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

第110号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第110号議案は、認定することに決定しました。

次に、第111号議案、平成26年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第111号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第111号議案は、認定することに決定しました。

次に、第112号議案、平成26年度神河町寺前地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

第112号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第112号議案は、認定することに決定しました。

次に、第113号議案、平成26年度神河町長谷地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第113号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。



本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第113号議案は、認定することに決定しました。

次に、第114号議案、平成26年度神河町水道事業会計決算認定の件に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結し、第114号議案を採決をいたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第114号議案は、認定することに決定しました。

次に、第115号議案、平成26年度神河町下水道事業会計決算認定の件に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第115号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第115号議案は、認定することに決定しました。

次に、第116号議案、平成26年度公立神崎総合病院事業会計決算認定の件に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第116号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第116号議案は、認定することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。再開を10時35分といたします。

午前10時14分休憩

.....  
午前10時35分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

.....  
日程第13 第118号議案

○議長（安部 重助君） 日程第13、第118号議案、平成27年度神河町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

事務局、議案の朗読をしてください。

〔事務局朗読〕

.....  
第118号議案 平成27年度神河町一般会計補正予算（第5号）  
.....

○議長（安部 重助君） 上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第118号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成27年度神河町一般会計補正予算（第5号）でございまして、補正予算（第4号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。補正の内容は、廃校となった旧粟賀小学校及び幼稚園の施設解体撤去工事請負費を増額するものでございます。今回の補正の財源として財政調整基金を取り崩して充当しております。これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億5,886万2,000円とするものでございます。なお、詳細につきましては、教育課参事から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

教育課坂田参事。

○教育課参事兼センター所長（坂田 英之君） 教育課参事、坂田でございます。今回、当初予算額につきましては1億2,800万ということで、平成24年度に実施しました旧神崎中学校跡地での神崎小学校・幼稚園新築工事における既設校舎、すなわち旧の神

崎中学校の解体工事費を施設面積で割り戻した単価に若干の物価上昇分を見込んで積算しておりますが、見込み以上に単価が上昇したことなどにより、おおむね3,400万円の予算不足を生じております。施工単価の上昇による影響額としておおむね2,300万円、旧神崎中学校校舎等の解体工事にはなかった土工事としておおむね1,100万円となっております。土工事につきましては、旧粟賀小学校跡地について、当面は更地にして、イベント時等に駐車場として利用する予定ですが、そのために必要となるプール跡地を含む基礎部分の埋め戻し及び整地に係る土工事でございます。この分を当初予算に見込んでいなかったためでございます。単価の上昇につきましては、詳細を参考資料につけておりますので、ごらんいただきたいと思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 以上、提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原でございます。それでは、ちょっと4点ばかりお尋ねをいたしたいと思います。

この旧粟賀小学校ですけれども、たしか47年と49年度かな、2カ年にわたって多分建築されたと思います。以後、何回か改修工事がありまして、今の形になってると思うんですけども、当初認識しておられました数量と、いわゆる取り壊しのコンクリートのボリュームなんですけど、それと、いわゆる詳細したときのボリューム差が幾らほどあったのかということ、まず、1点目です。

それから、2点目に、①番のほうで表になっております単価の上昇ということで、東京オリンピックの影響で、関西地方にも少なからずその影響が出てくるということなんですけども、解体費の中で、24年度と比較しても上がってない部分もあれば、上がってるところもあるということで、上がってるなら、全体的に上がってるのかなと思うんですけども、部分的には24年度と変わらずという部分があるんですけども、それで正しいのかということ。

もう一つ、3点目なんですけど、プールを壊されるということで、プールの下に水路かな、多分あって、そのプールの真下は多分建築ブロックで立ち上がって、今の形になってると思うんですけども、これ、整地は取り壊した後、埋め戻して整地されるということなんですけど、これ、段差の部分をいわゆるコンクリートの壁か何かつくられて、これだけの予算を見積もられてるのかということなんです。

4点目なんですけど、こちらで積算できない特殊単価と、それと庁内でも積算できる、土工事なんかはできると思うんですけども、それも両面で検討されて、試算されて、この予算計上されてるのかということの、この4点をお伺いいたします。以上です。

○議長（安部 重助君） 坂田教育課参事。

○教育課参事兼センター所長（坂田 英之君） まず、1点目でございます。当初のコンクリートボリュームと今回のという御質問だったと思いますが、そもそも予算時には旧

神崎中学校の解体工事を参考にしておりまして、工事費を施設面積で割り戻すという単純な作業しかしておりませんので、ボリューム自体を積算して予算をしているということではございません。

単価につきまして、部分的に上昇してないということですが、これにつきましては、当時の設計単価と今回の見積もり単価を見比べておりますので、このとおりでございます。参考に言いますと、昨年秋からことし夏にかけての解体工事関連の単価の変動率は、労務単価、解体工事単価には大きな変動はございませんが、解体処分費について、部材ごとに111%から127%の変動となっております。ですから、ここ1年で、解体処分のほうが急激に変動しておりますが、解体工事につきましては、24年から27年の経年的な物価上昇であるということと、単価の比較については、当時の設計単価と今回の見積もり単価をそれぞれ見比べた結果でございます。

それから、3点目、プールの埋め戻しですが、当初、校舎の敷地と同レベルに、後の管理上、同レベルにということで埋め戻しを考えておりましたが、御指摘のありましたコンクリート壁までということではなく、傾斜をつけた盛り土にということを考えておりましたが、それではもたないということを知りましたので、現在の設計では既存の周辺のコンクリート壁、ブロック壁の高さまでの埋め戻しとしております。段差につきましては、今後、残土処分等の跡地としてということで現在は考えておりますし、工事の入札等の結果によって、またその辺は協議していくことになると思います。

最後、特殊単価等でございますが、今回、町内業者3社に見積もり依頼しておりますが、それぞれ別個に専門業者と一緒に現地に入って、それぞれの専門業者が類似の工事の単価をもとにはじいております。確かに特殊単価ということで、その辺はもう比べてはおりませんが、参考に言いますと、他市町では、設計業者の設計額と、それから参考にとった専門業者の見積額を比べると、専門業者の見積額のほうが低かったというような事例もございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原でございます。2番目に質問してみました件なんですけども、例えば、基礎コンクリートと土間コンクリートでこれだけの差が出るのかなっていうのが一つ疑問に思いました。今度は、入札される段階におきましては、もう一度詳しく精査をしていただきたいと思います。

それと、プール跡の埋め戻しですけども、埋め戻しだけと、あの大きさだけでこれだけの金額が出るのかなという、逆に不思議に思う点があるんです。これにつきましても、土工事ぐらいは町でも積算できるはずなんで、ネットの部分につきましては、それぞれ比較した上で、町のも確認した上でしないと、全ては全て見積もりだけでいいのかなという気がしますんで、これにつきましても、実施に当たっては再度確認をお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 坂田教育課参事。

○教育課参事兼センター所長（坂田 英之君） 議員のおっしゃられるとおり、今後、詳細に協議する部分もございます。

それと、土工事につきましては、プールだけではなく、校舎全ての基礎の跡の埋め戻し、それから碎石敷き、整地といった全ての費用になっております。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかに。

藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原でございます。先ほどの説明では、当初予算額1億2,800万に対して、おおむね3,400万の予算不足が生じた。その理由として、単価見積もりが甘くて、平成24年から平成27年までの単価上昇分を考慮してなかった。その分が当初予算額の約18%相当が予算不足。またプール跡地の埋め戻し、それから整地という特殊事情を考慮するのを漏れておったというのが9%、9%弱影響して、合計27%弱予算の不足が生じたということでございます。

その2点につきまして、まず、1点目のその単価見積もりの件なんですけども、先ほどの説明では、若干の上昇分というのは物価上昇分と今、説明があったかと思うんですが、神崎中解体単価に対して何%程度上乗せして考えておられたのか、それが結果的に躯体コンクリート解体については4割弱、内装については何と1.7倍弱、解体処分については3割から4割ふえたということで説明の表をいただいておりますが、若干の上昇分ということで、当初、だから何%上乘せしたけども、こういった4割弱の変動率になったということの分をお聞かせいただきたいのと、2点目のプール跡地の埋め戻し整地でございますけども、これについては漏らしたというか、入れなかったことに対して何らかの意図があったのか、それとも、ただ単純なるミスなのかについてお尋ねしたいというように思います。

○議長（安部 重助君） 坂田教育課参事。

○教育課参事兼センター所長（坂田 英之君） まず、1点目でございますが、平成24年度当初の消費税5%の分の3%と単価の上昇分につきましてはおよそ5%を見込んでおりました。

それと、プール等埋め戻しにつきましては、参考にした神崎中学校の解体の後、小学校、幼稚園の建設があるということで、その分がそのままの工事費として、後のそういった更地っていうようなことが抜けておりました。この部分についてはミスでございます。

○議長（安部 重助君） 藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 2点目の埋め戻し、整地については、これは単純なミスなんだということでございます。

1点目の分については、消費税の上った分、5%から8%に上がった3%相当分と、それから物価値上がりというか、単価の上昇分5%を加えて8%ということでございますけども、この分もやっぱり8%しか見てなかったのが実態としては4割弱ということ

で、非常に見通しが甘かったということになるかと思うんですが、その点はいかがでしょう。

○議長（安部 重助君） 坂田教育課参事。

○教育課参事兼センター所長（坂田 英之君） 議員おっしゃられるとおりだと思います。来年度も大山小学校の解体もごございますので、今後、十分精査して、積算、予算化をするように努めていきます。

○議長（安部 重助君） 副町長。

○副町長（細岡 重義君） 細岡でございます。今、議員それぞれに御指摘のとおり、当初予算につきまして、今、説明したとおり積算しております。当初の予算自体、甘く見積もっていたということにつきましては、おわびしたいというように思います。そして、土の土工工事につきましても、当初、漏れていたというようなことをごさいますして、多くの補正予算を計上したということで、申しわけなく思っております。粟賀小学校跡地につきましては今後、跡地利用につきまして協議してまいりますし、来年につきましては大山小学校の解体もごございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（安部 重助君） ほかにございせんか。

藤原裕和議員。

○議員（1番 藤原 裕和君） 1番、藤原です。藤原日順議員、資広議員、質問をされたんですけども、私は、少し視点を変えまして質問したいと思ひます。

まず、当初の予算からこういう大きな補正を組まざるを得ないという、こういう経過に至った、そこら辺について、担当委員会が実は8月にもありましたね。そういう場で、こういうことになるという予想がつかなかったということのようであります。また、この9月定例会においても、補正の最終日になって補正をせざるを得んと、補正の補正というような形で急遽慌てられとるような、執行部側がそういう思い違ひの部分が見受けられます。

状況は状況としても、今の副町長も言われましたとおり、当初の見積もりと、そこら辺がどうやったんかなという部分で、本当の今までの説明がもう一つ詳しく納得いかんのんですけども、そこら辺、入札担当もしくはきょう、教育課の課長なんか欠席されてますんで、そこら辺が担当の常任委員会で、こういう部分が入札をしたいということで、町内業者3社、町内業者名は、宮本組さん、片岡建設さん、それから神プレさんですか、そういう専門業者にお願ひして見積もりをとるんやというようなところら辺までは委員会では聞いてったんですけども、そこら辺について思い違ひが確かにあったと思ひますけど、そこら辺について、やはりしっかりそこら辺の部分をお答え願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。議員さんの御指摘の部分なんですけれども、実際には当初見込み、当初予算が足りないということは、実は想定をしておらな

かったわけですが、その中で、いかに透明性の高い、適切な入札をするかということなんですけれども、今回、8月の常任委員会でも御報告をさせていただいたとおりでして、町で持っています入札に関する要綱に照らし合わせながら、何とか町内業者の方にお願ひできないかということを一生涯懸命考えたというところで、一生涯懸命考えた結果、要綱の拡大解釈といいますか、解釈論がありましたので、審査会で話しした後、常任委員会等で、こんな入札をするんですという御報告をした上で入札をさせていただこうということで、常任委員会よりも前に入札するということを選択しなかったんです。常任委員会で報告した後の入札執行ということを選択させていただきました。

そこでお認めをいただいた上で入札執行をしようとしたんですけれども、そのときの手法で、設計を3社による見積もりの中で設計していきますという御報告をしたと思うんですが、その3社の見積もりをとった結果、予算が足りないということが明らかになってくるということで、現在の流れになったということで、本当にこの予算に関する部分の思い違い、想定どおりであれば、この定例会で契約案件として御審議をいただくというつもりでございましたので、そういう意味では、常任委員会で方法論を発表してから、御報告をしてからという手順を踏んだというところも少し考慮いただきまして、少し流れが今の状態になったというところも御理解いただきたいなと思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 副町長。

○副町長（細岡 重義君） 細岡です。もう一つは、当初、予算を組むときに、設計業者にお願ひして、そして設計を立ててやろうということを考えていたんですけれども、建物を建てるんでしたら、それで設計業者を立てるとということなんですけれども、取り壊してしまうということになれば、設計業者を立てて、その設計業者にお金を払うというのがもったいないであろうというような協議もありまして、それでやったら、町内の業者に出すのであれば、そこで見積もっていただいて、そこでその見積もった中から設計書をつくろうというようなことで始めました。そういう中で、金額的に、今、総務課長が言ったように、誤差が生まれたと。そしてまた、土工事については考えてなかったところが出てきたというところで、当初としては甘かった見積もりであったというように反省してるところでございます。設計業者に渡すお金を省いて行動したということもございます。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

小寺議員。

○議員（7番 小寺 俊輔君） 7番、小寺です。少し教えていただきたいんですけども、この参考資料につけておられます躯体解体とか基礎コンクリート等々書いてあるんですけども、その①番のRCに関していえば平米ですかね、総平米数で、②番の解体処分に関していうとトン数ですかね、その総トン数、それと土工事は、これは埋め戻しは立米になるんですかね、その総立米数を少し教えていただけますか。わかる範囲で願ひします。

○議長（安部 重助君） 坂田教育課参事。

○教育課参事兼センター所長（坂田 英之君） 今、おっしゃられた分、全てをちょっと今の時点では把握しておりません。申しわけございません。わかっている範囲ですと、解体工事、躯体解体であれば、単位としては立米であります、約3,000立米、それから基礎コンクリートについては変動がないのでちょっと把握しておりませんが、土間コンクリートにつきましてはおよそ600立米、内装解体につきましては、これは平米になります、5,400平米ほどでございます。ちょっと解体処分につきましては、3社いろいろ、単価で面積であったり、トンであったり、あるいはもう現場に入って、さまざまな不要処分品を全て洗い出して積み上げてっていうような業者もありますので、それぞれ単価に応じたものを積算、比較にはしておりますが、3社は、見積もりとしてはそういう状況でございます。

○議長（安部 重助君） 小寺議員。

○議員（7番 小寺 俊輔君） 済みません。小寺です。埋め戻しの立米わかりませんか。

○議長（安部 重助君） 坂田教育課参事。

○教育課参事兼センター所長（坂田 英之君） 整地としては9,000平米、盛り土としましては800立米、それからせきさい敷きですね、整地等でいきますと、立米としては1,300立米ほどでございます。

○議員（7番 小寺 俊輔君） せきさい何とか、わかりません。

○議長（安部 重助君） ちょっと言葉がわからない、最後の言葉。

○教育課参事兼センター所長（坂田 英之君） 済みません。せきさいじゃございません。碎石敷きですね。碎石敷きで、1,400立米ほどです。（発言する者あり）はい。1,360立米です。それから、跡地の整地につきましては、総面積で9,000平米ほどでございます。

○議長（安部 重助君） ほかございますか。

廣納議員。

○議員（6番 廣納 良幸君） 34万円の補正を組むわけじゃなし、2桁も違うような補正で、わかりませんか、数字がようわからん。準備していただいたかったなという、ちょっと残念やね、はっきり言うて。3,400万円、何とか補正で通していただきたいという、何か姿勢が見えへんようなんと、まあまあ、それはそれでちょっと愚痴言うときます。

それと、今、3社とおっしゃいましたが、その下請で解体業者も3社というような説明と受け取っとんです。それをまた教えていただきたいんと、今、はっきり立米数が言えないということは、三者三様に立米数が出ているから、どれかわからんという意味なのか、それも答えてほしいということです、2問目ね。

それから、3問目は、はっきり言うて、24年から計画しといて今に至ってるんですけども、それまでにいわゆる病院で、あんだけ新築やろう、材料が違うからね、倍以上



かかっているという前提のもとで、解体事業にしても、8%ぐらいの物価で済むかどうか、年々状況を見よったら、私、ある程度把握できると思うんですわ。これ、ひょっとしたら、もっとかかるぞ、もっとかかるぞというような感じで、どないいうんか、予想はついたと思うんやけど、誰ひとり、これ、予想つかなかったのかなという、それこそ極端に言や、町長に出すまでに、もう一回やろう、もう一回やろうというようなあれはなかったのかなと、はっきり言って、ちょっと不細工なんでね、それも指摘しておきますけど。

それと、もう1点、プール跡地は、はっきり言うて、もうミスやったと、当初考えていなくて、今回、上げさせていただいたということで理解はしたんですけど、その跡地に擁壁をして、今度、町内で出る残土処分地にしたいというような解釈でええかどうか。いわゆるイベント等で駐車場に使うということならば、残土処分地に使うんやったら、要するに下がるとるから、車とめるときに危なくないような安全対策もこの中に入ってるんかどうか、そこら辺も順を追うてちょっとお答え願えますか。副町長でええで。

○議長（安部 重助君） 副町長。

○副町長（細岡 重義君） 細岡でございます。実際に計画で解体ということで、建築につきましては、いろいろ入札にかかわっております、不調に終わっているということは重々知っておりました。そういう中で、解体につきましては、建築と違って、取り壊してしまうと、重機で取り壊してしまうということで、そう単価が上がっているというような予想はそれぞれの協議会の中でも立てていなかったということで、本当に、前に申しましたように、甘い考えであったというようには思っております。

プールの跡地につきましては、土工事等につきまして漏らしていたということで、これは本当に当初考えていなかったということでございます。

擁壁を立てて安全対策も入れているのかということにつきましては、坂田参事のほうから申し上げます。以上です。

○議長（安部 重助君） 坂田教育課参事。

○教育課参事兼センター所長（坂田 英之君） 当初は安全対策も含めて、校舍跡地の敷地レベルにということを考えておりましたが、資広議員の質問にもございましたように、コンクリート壁を立ち上げてまでってことはまた工事の増額につながりますので、考えておりませんでした。盛り土による方法で考えておりましたが、そうすることでやはりまた安全上問題がありますので、既設の今の外周のコンクリート壁のところまで埋め戻して、段差ができる部分には柵等で安全対策を図りたいと考えております。以上です。

○議長（安部 重助君） 先ほどの質問で、3社で専門の解体業者は別々なんかい質問がございましたけども。

坂田参事。

○教育課参事兼センター所長（坂田 英之君） 坂田でございます。それぞれ見積もりの業者に確認しておりますが、専門業者はそれぞれ別々でございます。（発言する者あ

り)

○議長（安部 重助君） ああ、そのプールの跡地に残土処分地にするのかどうかという質問もございましたね。

坂田参事。

○教育課参事兼センター所長（坂田 英之君） ちょっとまだ最終的な考え方としては発言しておりません。申しわけございません。そういう考え方もあるということでしたので、当面は柵等で安全対策を図りたいと考えております。以上です。

○議長（安部 重助君） 廣納議員。

○議員（6番 廣納 良幸君） 思惑で語られたんなら、要するに、逆に取り消しておいてもらわんと、もう埋め戻しで、段差がついた場合いうてよるんやから、要するに新たに入れて安全対策をとるんか、じゃない、段差があるんやから、そこを町内で出た残土処分地にするんやなというふうに理解してしまうから、思いつきでしゃべられると、これ、困るんでね。極端に言や、擁壁もはっきり大きくして、残土処分地で何回もまた、どないいうんか、転圧加えて、将来はそこも駐車場できるようにするんやなという想像をこっちはしてたんでね。だから、段差をまだつくいうのはどういう意味なんかな。小学校の運動場とか、ざあっと整地して、一列になるんやけど、プール跡地は掘って、少し下がった分に対して、ちょっと整地するだけで相当な高さができるんかな。それをわかりますか。

○議長（安部 重助君） 坂田教育課参事。

○教育課参事兼センター所長（坂田 英之君） 現在でもプール外周には周辺の水路との境としてブロック塀等の壁がございますので、その高さまで盛り土なり、碎石敷きをして転圧するという事で、段差につきましては、はっきりと何十センチということは言えませんが、それにつきましてはちょっとはっきりした数字がわかりませんので、ちょっと差し控えさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 段差がつくいうことはわかっとなやね。（「はい」と呼ぶ者あり）

廣納議員、今のでよろしいですか。

廣納議員。

○議員（6番 廣納 良幸君） これ、ちょっとカウントせんといてえな。

○議長（安部 重助君） はい、了解しました。

○議員（6番 廣納 良幸君） 要するに、言うたら、50センチなのか、大体でいいんやで、平米数もわからんぐらい答えられへんのやから、そんな一々答えようへんから。少しなんか、人間がぼんとおりて、階段ぐらいなもんなのか、それとも、極端で、1メートル以上なって、人が落ちたら危ないんやったら、その安全をせんならんいう意味で聞きよんやから。そやから、今の現在が1メートルぐらいあります、1メートル50ぐらいあります、それを50センチぐらい埋め戻して、大体1メートルかな、50センチ

ぐらいは最低でもつきますとか、そんなあれもわからへん。想像だけでもええわ、もう、それやったら。

○議長（安部 重助君） 坂田教育課参事。

○教育課参事兼センター所長（坂田 英之君） 私が現場で見た限りでは、私の背丈のおよそ半分ぐらいですので、1メートルぐらいだと認識しております。

○議長（安部 重助君） ほかございますか。

資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 済みません。5番、藤原でございます。解体につきましては、かなり大きなお金が補正予算をされようとしております。また、来年度にも大山小学校がございます。当然、建物も4階、部分的に5階とかある建物なんです。これにつきましては、恐らく町内というよりも、専門業者、数少ない専門業者にお願いしないとできない工事の部類だと思うんです。発注に当たって、もっとしっかり調査をしていただきたいと思います。当然、防音問題もありますし、じん肺の問題もあります。やっぱり周辺に与える影響もかなりありますんで、もうちょっとしっかりした対応の仕方です予算計上をお願いしていききたいと思います。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 教育課、坂田参事。

○教育課参事兼センター所長（坂田 英之君） 議員のおっしゃられるとおり、粟賀小学校と大山小学校では、敷地の形状、そういったものも違いますので、当然、足場等、それから粟賀小学校につきましては跡地として地元も今、利用されてない、閉鎖している状況ですが、大山小学校につきましてはグラウンドでの地元使用もございますし、十分地元協議も含めてその辺は丁寧な地元対応を含めてしていきたいと思っております。

○議長（安部 重助君） ほかございますか。

廣納議員。

○議員（6番 廣納 良幸君） 6番、廣納です。我々が考えとるのは、あそこへ、要するに病院新築できたらええないうぐらいな、はっきり言うて、1等地ですわ。それをまだプールの跡地、段差つけていうぐらいの考えでは、ちょっとぬるいなと思うんですけど、きれいにして、あそこの1等地で何かを誘致するとか、民間業者でもかまへん、住宅地にするとかいうて、違う意味で神河町が今度、売り出していく、要するにすごいものやね、あの1等地。極端に言や、もう工場（こうば）でもかまへん、工場（こうじょう）でもかまへんいうぐらいに思うとるわけですわ。それで、違う意味での雇用促進して、町内潤うようになって、常に皆さんも考えとるし、議員は全体に考えとるんやから、莫大なあれ、用地であり、資本であるから、そこら辺も含めて、最終的に副町長を中心に、きれいに整地して、バスはすぐにある、病院はすぐある、小学校すぐあるいうて、もう本当の1等地ですから、何使うてもええようなとこ、国道縁であるしね。だから、そういう考えが根本にないのかなと思うんですけど、それを含めて、副町長、どない思われますか。

○議長（安部 重助君） 副町長。

○副町長（細岡 重義君） 細岡です。本当に議員の言われるとおりです。今、プールは実際見ても、低く、1メートルか、1メートル20低いということですので、それを削りますと、やはり高低差が出てきます。そういう中で、残土処分ということでございます。今から工事もたくさん建設課の工事もございましたり、そういう残土が出てきたりします。そういう中で、埋め戻しをそこへすればいいんじゃないかというような考えなんですけども、そういうようなことについてはまだ具体的には話をしてませんので、そういうこともあり得るといことで坂田参事が言ったと思います。今後の課題として話したいというように思います。

それと、今の粟賀小学校の跡地です。初め、病院の建設ということを考えておりましたので、そのときにもし病院がそこに全館移築をするのであれば、その業者によってその取り壊しもできるというようなことも一時は考えたことがございます。しかし、そういうことではありませんので、今、一般財源を使って取り壊していくということでございます。跡地につきましては、今後について、いろいろと、今、建物があるので、いろんなよそからの要望なんかも来るのが少ないと思いますけども、それを取り壊すことによって、たくさんのいろんなお話なんかも来ると思いますので、今後については地元も含めていろいろと跡地利用について協議してまいりたいというようには思っております。以上です。

○議長（安部 重助君） また、跡地の件につきましては、今の議題と若干違いますんで、今、取り壊しのほうの補正でございますんで、よろしく願います。

ほかございますか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。ちょっと今まで質問なり答弁の中でちょっとわからなくなりましたが、確かに先ほどの説明では、埋め戻しの量が9,000立方メートルですかというような説明もあったと思いますんで、この埋め戻しの調達の方法ですね、については、どのような方法で精査をされたかということです。というのは、敷地内での余った土をここに戻すのか、それとも、今、出てましたように、土工のたまたま工期が合うような、町内の他の工事の残土をここへ運ぶのか、もしくは購入土で対応されようとしているのかという部分ですね。

その中で、一方では、プールについてはまだ段差が残りますよと、また、将来もそこへ町内工事の残土を持ってきますというような話をされてますんで、私自身がわからないのは、この工事が済んだ時点で、あの敷地全体がどういう形で仕上がっているのかなというのがちょっと見えないんで、イメージとなるかと思うんですが、それを教えていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 教育課参事。（「埋め戻し、9,000立米ちゃうからな」と呼ぶ者あり）

○教育課参事兼センター所長（坂田 英之君） 平米です。ごめんなさい。単位として間違っておりました。平米でございます。

それと、搬入土につきましては、購入といいますか、持ってくるものでございます。町内で調達するとか、そういったものではございません。若干その工事現場内での分もあるかと思いますが、積算としてはよそから持ってくるということですのであります。

それと、跡地の全体イメージですが、残すものは周辺のフェンス、敷地内の西側の端にはちょっとした公園的な盛り土をしたところもあるんですが、そこもならしませて、後に残るものは一応ちょっとシンボルツリーとしてイチョウの木だけは当面残すということで、それ以外のものは全て撤去で、更地になります。周辺のフェンスが残るという形になります。（「三谷議員は、埋め戻し9,000立米いうて言うたったけど、参事言うてないやろ。言うたんは、整地を9,000平米いうて……。それは言うとかなあかん」と呼ぶ者あり）

○議長（安部 重助君） いや、埋め戻し立米数9,000立米言うた。（「今、言いましたか」と呼ぶ者あり）

○教育課参事兼センター所長（坂田 英之君） 済みません、もう一度。まず、跡の整地、全体ですね、解体跡の整地が面積として9,000平米です。それから、盛り土が800立米でございます。それから、それに対する砕石敷きが、これも全体でございます、全体が1,360平米でございます。以上です。

○議長（安部 重助君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時18分休憩

午前11時23分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

それでは、説明をしてください。

教育課、坂田参事。

○教育課参事兼センター所長（坂田 英之君） 私の先ほどの土工事に係る分の説明で、少し訂正をさせていただきます。まず、解体跡地の整地でございますが、これはグラウンド、校舎全てを含む、プールも含む9,000平米でございます。それから、盛り土につきましては800立米。これはプールの既存の外周壁の高さまでの盛り土でございます。これについては、単位は一式でございますが、先ほど搬入云々と言っておりましたが、現場での埋め戻しということで、この一式でございます。その盛り土としてのボリュームが800立米でございます。最後に、その盛り土に対する砕石敷き、これが面積でございます。ここを立米と言い間違っておりました。砕石敷きが1,300平米でございます。以上でございます。あっ、1,360平米でございます。（「全体のイメージをもうちょっと説明してあげて」と呼ぶ者あり）

○議長（安部 重助君） 坂田教育課参事。

○教育課参事兼センター所長（坂田 英之君） 全体のイメージにつきまして、もう一度御説明を申し上げます。

○議長（安部 重助君） ちょっと静かにしてください。

○教育課参事兼センター所長（坂田 英之君） プール以外の分は、後の駐車場利用というところまでの整地を考えておりました、見積もりしておりました、後に残るものは周辺のフェンス、これは後々の管理上必要なものであるということで、周辺のフェンスは残します。遊具、それから立木、それからグラウンドの東端でございます、ちょっとした公園も全て更地にします。後にグラウンド内に残るのは、敷地内に残るのは、シンボルツリーでありますイチョウの木、これと周辺のフェンスという形になります。それと、プールにつきましては、グラウンドの敷地までの外壁までではないで、既存の外周壁のレベルということで、1メートルほどの段差ができる状態で、そこは安全対策をして、先ほど副町長がおっしゃられたようなことになっていくと考えております。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

三谷議員、よろしいですか。

ほかにございますか。

ないようでございましたら、質疑を終結しますが、よろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論のある方、どうぞ。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論のある方、どうぞ。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第118号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第118号議案は、原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第14 発議第3号

○議長（安部 重助君） 日程第14、発議第3号、神河町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件を議題といたします。

事務局、発議第3号の朗読をしてください。

〔事務局朗読〕

.....  
発議第 3 号 神河町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件  
.....

○議長（安部 重助君） 提出者の説明を求めます。

藤原日順議員。

○議員（2 番 藤原 日順君） それでは、発議第 3 号の提案理由並びに内容について御説明を申し上げます。

本議案は、神河町議会会議規則の一部改正であります。議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、出産の場合の欠席の届け出について、新たに規定するものでございます。

本件については、平成 27 年 5 月 28 日開催の全国議長会会長会議において、昨今の社会情勢を勘案し、国会、都道府県議会、市議会の規定等を参考に、標準町村議会会議規則の改正がなされたものであります。つきましては、当議会においても、標準町村議会会議規則の改正に合わせ、同様の改正を行うものでございます。

以上、簡単ですが、提案説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 説明が終わりました。

発議第 3 号に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございます。質疑を終結します。御苦労さんでした。

これより討論に入ります。討論のある方。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

発議第 3 号を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、発議第 3 号については、原案のとおり可決しました。

.....  
日程第 15 議員派遣の件

○議長（安部 重助君） 日程第 15、議員派遣の件を議題といたします。

会議規則第 129 条に伴う議員派遣について、お手元に配付のとおり、議員派遣する予定となっております。

お諮りいたします。別紙のとおり議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、別紙のとおり議員派遣することに決定されました。

---

日程第16 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について

- 議長（安部 重助君） 日程第16、各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

各常任委員会、議会運営委員会の所管事務について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付されていますとおり、閉会中の継続調査をしたい旨の申し出がございます。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、各常任委員長、議会運営委員長申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。

- 
- 議長（安部 重助君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。これで閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。

これをもちまして第65回神河町議会定例会を閉会いたします。

午前11時32分閉会

---

#### 議長挨拶

- 議長（安部 重助君） 定例会閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

大変心配しておりました台風18号の影響も当地域には被害がなく、安堵しておりましたが、関東、東北地方におきましては、豪雨に見舞われ、堤防の決壊による氾濫で甚大な被害が発生しております。被害に遭われました地域の皆様方に心よりお見舞いを申し上げます。

安全保障関連法案につきましては、国民の意見や考えの違いなど、さまざまな思いがある中、法案成立となりました。どのような状況にあっても、国民の安全と国の安全を守らなければなりません。今後、引き続き、国民の納得、理解を得るために、さらに丁寧な説明が求められます。

今次定例会は9月1日に開会され、本日までの30日間でした。提案されました案件は、報告4件、条例の一部改正12件、平成27年度各会計補正予算11件、地域優良



賃貸住宅中村団地建設工事請負契約の件、平成26年度神河町一般会計、特別会計、企業会計の歳入歳出決算認定13件の計41件でありました。議会からは、発議第3号、神河町議会会議規則の一部を改正する規則制定の1件でありました。それぞれに極めて重要な案件でありましたが、慎重審議の結果、適正、妥当な結論が得られました。議員各位の御精励に感謝を申し上げます。

付託しました総務文教常任委員会、決算特別委員会の委員の皆様には、精力的に審査を賜りましたことに重ねて感謝を申し上げます。特別委員会からは3項目の提言をしております。これから平成28年度予算の策定準備に着手されると思いますが、提言を重く受けとめていただき、予算編成の際には十分考慮されることをお願いしておきます。

また、監査委員様には、例月、決算ともに的確に審査をしていただきました。その御苦勞に対しまして厚くお礼を申し上げます。

執行部におかれましても、審議過程におきまして真摯な対応をしていただきましたことにお礼を申し上げます。

人口減少がクローズアップされる中、対応策として地域創生に向けた取り組みが本格化し、本定例会におきまして、移住人口増の対策としてケーブルテレビ、上下水道加入金等の免除に係る議案も可決されたところであります。今後も、町活性化のため、さらなる努力をしなければなりません。

終わりになりますが、秋も深まり、気温の変化も大きくなります。体調には十分御留意され、住民皆様の負託に応えられるようお願いいたしまして、閉会の挨拶といたします。

---

#### 町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） それでは、第65回神河町議会定例会の閉会に当たりまして、お礼の御挨拶を申し上げます。

1日から始まりました9月定例会でしたが、慎重に御審議をしていただきました御苦勞に対しまして心から敬意と感謝を申し上げます。

今定例会は、平成26年度各会計決算及び平成27年度一般会計、特別会計補正予算を初め、上程いたしました案件につきまして真摯な御論議、御助言の中、御承認、可決いただき、まことにありがとうございました。

また、26年度の決算におきましては、実質公債費比率は16.1%、将来負担比率は43.7%と改善することができました。改めて神河町議会、そして40集落区長様初め、町民の皆様の深い御理解、そして行政の各事業を遂行する職員の尽力に心から感謝するものでございます。

しかしながら、経常収支比率は89.9%と依然高い水準にありまして、これからの人口下降対策とともに、さらに効率的な行財政運営を展開していかなければなりません。

今後も引き続き、監査委員の決算審査の御意見、また、本会議あるいは決算特別委員

会等での御提言等を真摯に受けとめて、より一層適正な行政運営、予算執行につなげていく所存でございます。とりわけ地域創生に集中かつ強力で推進をする体制をつくり上げていきたいと考えるわけであります。

さて、安全保障関連法は、連日連夜、国会周辺での法案反対のデモや集会が行われる中、9月19日未明、参議院本会議で自民、公明両党などの賛成多数で可決、成立したわけであります。自衛隊の海外での武力行使に道を開く法案であり、内容が憲法違反であるとの指摘がおさまらない状況が続いているわけでありますが、いま一度、日本国憲法の精神、平和の意味を一人一人が考えなければいけないと考えます。

また、9月も阿蘇山の噴火活動や台風18号などの影響による記録的豪雨など、各地で自然が猛威を振るいました。9日から11日の関東、東北豪雨におきましては、鬼怒川では堤防決壊により甚大な被害となりました。被災されました皆様に心からのお見舞いを申し上げますとともに、改めて予測を超える状況を想定した避難行動のシミュレーションと命を守る行動についての想定が大切であると感じたところであります。

神河では、27日、最高の天候に恵まれて、神河町誕生10周年記念高原ハーフマラソン大会を盛大に開催することができました。世界陸上で力走を見せてくれました藤原正和選手をゲストランナーとして迎え、峰山、太田池、砥峰高原を駆けめぐるハーフマラソンでは、白バイの先導協力もいただき、1,500名近い参加者の皆様はそれぞれの種目で秋の高原を満喫していただけたのではないかと考えております。大会実行委員会、構成団体初め、協賛、協力いただきました全ての皆様に心からの感謝を申し上げます。これからもぜひ神河町の魅力発信に御協力いただければ幸いに存じます。

10月も、砥峰ススキまつりや福本遺跡祭り、地域の秋祭りなど、各種イベントが満載であります。爽やかな秋のイベントをお楽しみいただきますようお願い申し上げて、終わりになりますが、これからますます朝夕の寒暖の差も厳しくなっております。議員各位には、気温の変化に十分御留意いただきながら、引き続き、町政運営に御支援、御指導を賜りますようお願いを申し上げ、閉会に当たりましてのお礼の挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

午前11時41分

---